

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

# 第1回神崎町・大河内町合併協議会 新町町章選定委員会会議録 (第8回新町名称・庁舎等検討小委員会)

開会日時 平成17年5月20日(金) 午前9時30分

場 所 神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎

神崎町・大河内町合併協議会

## 神崎町・大河内町合併協議会新町町章選定委員会委員名簿

小委員会（新町名称・庁舎等検討小委員会）

協議会委員関係分

	氏 名	出 欠
1	松 原 博 興	出
2	正 城 眞佐子	出
3	藤 原 博 一	出
4	竹 國 洋 子	出
5	生 田 良 昭	出
6	足 立 高 正	出
7	立 石 富 章	出
8	中 塚 義 之	出
9	小 寺 義 裕	出
10	多 田 昌	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会新町町章選定委員会	
開催日時	平成17年 5月20日(金) 開会 9時34分 閉会 11時52分	
開催場所	神崎町ケーブルテレビネットワーク局舎	
議長氏名	立石富章	
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり	
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり	
会議事項	<p>1 議題</p> <p>(1) 新町町章選定委員会のあり方について</p> <p>(2) 委員長、副委員長の互選について</p> <p>(3) 委員長あいさつ</p> <p>(4) 委員会運営方針について</p> <p>(5) 新町町章の選定について</p>	<p>2 会議結果</p> <p>委員長 立石富章氏 副委員長 中塚義之氏</p>
会議の経過	別添のとおり	
会議資料	別添資料あり	

会 議 経 過

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>おはようございます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、いろいろとご予定あったかと思えますけれども、ご出席を賜りましてありがとうございます。</p> <p>新町の町章の選定につきましては、ご承知おきのとおり、前回の合併協、第19回の合併協議会におきましていろいろご協議いただきまして、応募要領等の決定までは、既に存在しております新町名称・庁舎等の検討小委員会をもって新町の町章を検討いただくということで、ご承認をいただいたところでございます。</p> <p>そこで、本日は第1回の新町町章選定委員会としてご出席を賜っております。また、当面はそういうふうなことで選定方法等をご協議していただくわけなんです、応募を締め切って選考の段階に入りますと、この委員さんにまたご参加をいただくことになろうかと思っております。</p> <p>そして、当委員会の構成委員としまして、藤原昇委員さんにかわって、今回新たに藤原博一委員さんに加わっていただいておりますので、初めにご紹介とご報告を申し上げます。</p> <p>それでは、最初に当たりまして、一応正・副会長を代表しまして足立会長の方からごあいさつをいただきますので、よろしく願いいたします。</p>
足立（会長）	<p>おはようございます。一言お礼を申し上げたいと思います。</p> <p>今もお話がありましたように、両町では田植えの季節が参っております、大分終わりに近づいておるようでございますけれども、やはり稲作の農家にとりましては、農繁期となっております。その日に当たりますけれども、一同繰り合わせご出席をいただきました。まことにありがとうございます。</p> <p>田園風景というのは、両町にとりましては大変すばらしいものがございまして、これに麦、小麦等が色づいてまいりますと、これらの新田とのコントラストというのはすばらしい風景を醸し出すということで、両町ともに小麦粉で地域活性化ということを考えておるところにとりましては、今後地域からのアイデアで大いに小麦で地域活性を期待をいたしたいと、このように思っているわけであります。</p> <p>そして、本日は第1回の新町町章選定委員会として、第1小委員会の委員さん方にご案内を申し上げ、集まっております。委員の皆様方におかれましては、合併協議会発足以来、協議会委員として、また小委員会委員として、これまでも真摯に、また真剣にご議論、ご検討を賜りまして、新町誕生に向けてご助力、ご尽</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
内藤（事務局長）	<p>力をいただいていることに対しまして、改めて厚く感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>冒頭、事務局からご説明申し上げましたように、従来の新町名称・庁舎等検討小委員会の皆さんに藤原博一さんが委員さんに加わっていただきまして、新たな組織として町章を選定していただく委員会を立ち上げ、検討いただく運びといたしました。新町誕生までに町章の選定、決定がスムーズに運びますようお願いを申し上げまして、最初にお礼のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この委員会のあり方につきまして、初めに当たって浅田次長の方から申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、本日のレジュメの次第に基づきまして、まず委員会の組織ということで、去る5月2日の第19回合併協議会におきまして、第1小委員会でございます新町名称・庁舎等検討小委員会で町章の最終選考の前まで絞り込みをいただくということで、ご承認をいただいておりますが、委員さんの一部交代等もございまして、また両町の住民の皆様方にこれからわかりやすくPR等をしていくために、新町の名称・庁舎等の検討小委員会といった名称を読みかえまして、今後は町章を選定していく専門的な委員会ということで、その取扱いをさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>したがって、当委員会の所掌につきましては新町神河町の町章の選定を行うということでございます。なお、これまで小委員会規程にございますように、合併協議会への小委員会での報告事項、また関係者の出席をすることができるという規定につきましても、従来の小委員会の規程を運用していただきまして今後運営をしてまいりたいというところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
内藤（事務局長）	<p>以上のようなことでございますので、委員の皆様方におかれましては、今後もしよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>それでは次に、当委員会の委員長、副委員長の互選に入りたいと思っておりますが、委員長、副委員長が決まりますまで、会長の方で会議を進行していただきますので、よろしくお願いいたします。</p>
足立（会長）	<p>それでは、私の方で進めさせていただきたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
松原委員	<p>ただいま話がありましたように、新町の町章選定委員会の組織ということで、委員長及び副委員長の互選をお願いいたしたいと、このように存じます。</p> <p>そこで、その選出方法につきましてご意見をお伺いいたしたいと思ひます。</p> <p>ご意見ございましたら、ご発言いたしたいと思ひます。</p> <p>ございます、ありますか。</p> <p>前の小委員会と同じメンバー、先ほど言われましたように藤原さんが1人入られたことになっておりますので、でき得ますれば前の委員長の立石さんと副委員長中塚さんのままでお願いしたらどうかと思ひます。</p>
足立（会長）	<p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
足立（会長）	<p>それでは、ただいまご意見がございましたように、新町名称・庁舎等検討小委員会でお世話をいただきました立石委員さんを委員長に、副委員長に中塚委員さんをそれぞれご指名を申し上げたいと思ひます。ご異議はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
足立（会長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、改めまして本委員会の委員長に立石富章様、副委員長に中塚義之様、それぞれお願いをいたすことにいたしまして、私の司会は以上で終わらせていただきたいと思います。ご協力ありがとうございました。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、立石委員長さん、中塚副委員長さん、前のいすの方へお運びをいただきたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ご就任の直後でございますが、ここで立石委員長さんからごあいさつをいただきます。よろしくお願ひいたします。</p>
立石（委員長）	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>あいさつ、前置きはひとつ割愛をさせていただきます、また引き続き委員長をやれということでございますから、ふつつかな者でございますけれども、ひとつよろしくご協力のほどお願ひをいたします。</p> <p>以上です。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>本日の会議は全員の委員さんにご出席を賜っております。</p> <p>それでは、委員長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、この委員会の運営方針につきましてご協議申し上げます。</p> <p>先ほど次長の方からこの件についても触れられておりますので、簡単に、再度、従来の委員会の運営方針を踏襲していくと、こういうことで、この場で改めて皆さんのご確認をいただきたいと、このように考えています。</p> <p>それでは、早速協議に入ってまいります。</p> <p>本日は委員10名中全員出席でございますので、成立をいたしております。</p> <p>それでは、早速ですが、新町町章選定委員会の運営方針につきまして、細かい部分についてひとつ事務局からの説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>それでは、委員会の運営方針ということで、まず会議ですけれども、今後の小委員会の会議につきましては、先ほど選任いただきました立石委員長名で招集をさせていただき、会議は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。また、委員長は会議の議長になるということで、従来の小委員会規程を運用させていただき、今後運営させていただきたいというふうに思います。</p> <p>また、委員会の一般の方の傍聴ですけれども、これにつきましても従来どおり行っていきたい。</p> <p>あわせて、委員会の議事録につきましても、これまで同様の取扱いをさせていただきたいというふうに思っております。</p> <p>あわせて、委員会の開催の場所ですけれども、従来の神崎、大河内という形で双方で実施をしていきたいというふうに思っております。</p> <p>以上、簡単ですけれども、今後の委員会の運営方針ということで、よろしくお願い申し上げます。</p>
立石（委員長）	<p>ただいま事務局より運営方針についての概略の説明がございました。</p> <p>この件につきまして、皆さん何かご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ないようであります。</p> <p>それでは、委員会の方のこの会議の運営については、今確認いただ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>いたような形で進めてまいりたいと思います。</p> <p>次に、これからの皆さんの発言でございますが、当初に確認をいたしましたように、町名とお名前をおっしゃっていただいて、議事録にとどめておきたいと思いますので、ひとつよろしくご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが具体的な協議に入りたいと思います。</p> <p>新町町章の選定につきまして、事務局の方でたたき台を作っております。この資料は既に皆さんのお手元に配付されておるところでございます。</p> <p>これについてひとつ事務局の方、説明をお願いします。</p> <p>それでは、特に委員さん方に大変今回資料が配付が遅れましたことをおわび申し上げます。</p> <p>それでは、先ほど説明いたしました新町の町章の選定、今後のスケジュールも踏まえまして、事務局の方より本日の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。</p> <p>まず、新町神河町の町章の取扱いにつきましては、昨年6月13日の第5回の合併協議会におきまして、協議第12号というところの慣行の取扱い（その1）につきまして、町の花、町の木と同様にいろいろ協議をいただきました。そして、その中で、町章につきましては合併時には定めるものとするということで、各委員の皆様方のご承認を得ておるところでございます。</p> <p>したがって、今後11月7日に発足をいたします際に、町の旗、また職員のバッジ、また封筒、印刷物、そういったものに使用できる町章を選定しておきたいということでございます。</p> <p>本日、お手元に新町の町章募集要領の（案）、それからチラシと、スケジュールといったものをつけさせていただいておりますけれども、そのあたりを照らし合わせながら、少しご確認とご協議をいただきたいというふうに思います。</p> <p>まず、新町の町章募集要領（案）についてでございます。これについて少しご説明を申し上げます。</p> <p>まず、第1条といたしまして、この要領は、神崎町及び大河内町が平成17年11月7日に合併して誕生する神河町、以下「新町」と申しますけれども、の町章を募集して、新町の将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち」にふさわしい町章を制定することを目的といたします。</p> <p>募集する町章ですけれども、6つの項目がございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>1つ目は、新町の将来像である「ハートがふれあう住民自治のまち」にふさわしい町章といたします。</p> <p>2つ目に、町旗、バッジ、封筒等に使用できるデザインといたします。</p> <p>そして、用紙の地色を含め、色の関係ですけれども、一応アンダーラインで引いております部分につきましては、事務局の方で、他の合併協でよく使われておるところを参考にしながら入れさせていただいております。案といたしましては4色以内というふうな表現をさせていただいております。なお、これは他のところでも同じですけれども、グラデーションということで、これはぼかしや濃淡というものでございまして、そういったものについては不可とするというところが主でございます。</p> <p>次、4つ目に、単色で表現しても、イメージや安定感が損なわれないものであるということでございます。</p> <p>そして5つ目に、都道府県章、各都道府県にもこういうマークがございます。この町章で他の市町村にもございますし、そして民間等の会社のそういう商標等との関連で類似をしないものとするというところでございます。</p> <p>そして、自作の未発表の作品とするという6つの関係での町章を募集するというところでございます。</p> <p>次に、募集の方法ですけれども、募集の方法につきましては、名称のときは両町の住民の皆様方にお世話になったわけですが、今回はこういうマークですのでなかなか両町の住民の皆さん方だけでは数が少ないというところから、他のところもほとんど全国的にインターネット等を使われて公募をされておるという実態から、全国公募という形にさせていただいております。</p> <p>次に、周知の方法ですけれども、新町の町章募集につきましては、両町の広報紙、募集チラシ、ホームページ、合併協だより等で周知をさせていただきたい。また、神崎町にございますケーブルテレビ、大河内の有線放送、そういったものを活用させていただき、町章募集にかかりたいというふうに思っております。</p> <p>次に、応募の方法ですけれども、まず1つ目ですけれども、応募の資格は問いません。また、同一人による複数応募も可能とするというふうに案として持っております。町章につきましては、名称と違いますが、なかなかやはりデザインということでございますので、他のところでもほとんどが複数応募を可能とするというふうにされておるま</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>す。1人1点とか3点とかというふうな制限を持たれておるところもございませうが、大概のところは複数応募という表現をされております。</p> <p>2つ目に、締切日なんですけれども、本日この募集の別紙のチラシ等で協議をいただき、決まりましたら、その期日等を入れまして公募をかけていきたいというふうに思っております。したがって、約1カ月半といいますが、1カ月少しは期間をどこともとられているという実態でございます。</p> <p>3点目に、応募の用紙なんですけれども、これは本日別紙で指定の用紙を参考に作らせていただいておりますが、こういう形で応募用紙を作成をいたしまして、この中に、縦横15センチなんですけれども、この用紙1枚につき1作品とし、枠外に天地、上下なんですけれども、これらを明示してそのデザインの趣旨を書いていただくというふうにいたしております。デザインの趣旨につきましては、100字程度で、それぞれ応募される方の住所、氏名、年齢、電話番号を指定の箇所に入れていただくというふうにさせていただいております。こういった応募者の方の記載がない場合は、無効となる場合もあるというふうにさせていただいております。</p> <p>それから5点目に、応募なんですけれども、今回は、先ほど言いましたばかりとか、そういったものの関係上、またコンピューターの関係でやりとりがございませうと、なかなか難しい点がございませうので、これも全国的にはほぼ同じなんですけれども、直接持参いただくか宅配便等の配送または封書による郵送とさせていただき、電子メールやファクスでの応募は不可とさせていただきたいというところでございます。</p> <p>応募先は、合併協議会の事務局とさせていただきたいということでございませう。</p> <p>次のページめくっていただきまして、選定方法並びに賞と懸賞の賞金につきましては、後ほど十分ご議論いただきたいというふうに思っております。あくまでも事務局の案として上げさせていただいております。</p> <p>まず、第6条ですけれども、応募された作品につきましては、協議会の町章選定委員会において最終候補作品としてこの5点というものを上げさせていただいておりますけれども、これは去る5月2日の合併協議会におきまして平成17年度の予算をご説明させていただき、その中で類似の作品につきましては照会をするということで45万円</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の予算をご承認いただいたところですが、この類似の調査を行いますのに、1作品約8万円ということで、その5作品足す消費税ということで、予算上はご承認をいただいておりますので、5点というふうな表現をさせていただいておりますけれども、もう少し増やすだとか、いろんな意見があるかと思っておりますので、この辺もひとつご協議をいただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、次もご検討いただきたいんですけども、懸賞の賞金ですけれども、これにつきましても予算上で20万円の予算をいただいております。これにつきましても、1は最優秀賞ということで採用する作品、これを1点、賞金10万円で、それから優秀賞ということで2点、各5万円ずつ、この点につきましてはご協議いただき、最優秀賞の賞金なりの、また優秀賞の点数、賞金額、そういったものもご協議をいただきましたらどうかというふうに思います。</p> <p>第8条につきましては、それらの採用した作品の結果発表をできる限りのもので周知をしてまいりたいというふうに考えております。</p> <p>そして、第9条では、著作権等ということで、採用作品に関する一切の権限、そういったものは協議会及び新町に帰属をいたします。</p> <p>応募いただきました作品は返却をいたしません。</p> <p>応募作品の使用に当たりましては、作品に若干の変更を加える場合またはモノクロで使用する場合がございます。特に、職員のバッジなどはモノクロで使用する場合がございますので、場合も可とするというふうにさせていただいております。</p> <p>これらの応募の案に基づきまして、別紙の方へ、本日は少し張り込みましてカラーコピーでさせていただいておりますけれども、先ほどのご協議をいただきたい内容のところを空欄にしておったりしておりますので、そのあたりを少しご議論いただきまして、できましたら、本日空欄のところが入れられましたら早速来週にでも募集をかけていきたいという作業に入りたいと思っております。</p> <p>表の方は、先ほどの募集要領に基づくような内容を書かせていただいております。</p> <p>そして、裏面には、今度全国公募いたしますので、新町神河町の主な概要ということで、位置と地勢、人口と産業、まちづくりの将来像、まちづくりの目標といったものの主なものを掲載をさせていただき、新町神河町はこういう町になるんですよと、そういった町にふさわしいマークをお願いしたいということで上げさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>それと、お手元に配付をいたしておりますもう一点の町章選定のスケジュールの（案）といったもので、これも少し様式でお示しをしておりますけれども、本日の選定委員会で募集要領、チラシ等の内容が、ほぼ、検討いただき決定をされましたら、両町の住民を中心にチラシを配布をさせていただき、またインターネット等で全国公募をかけていきたいというように思っております。</p> <p>そして、大体7月の初旬から中旬あたりを目途に応募の締め切りを行いまして、7月の中旬ぐらいに当委員会を、第2回の選定委員会を開催させていただき、応募状況の経過の報告並びに具体的な選定作業方法の検討を行い、あわせまして同日に、できましたら町章の候補の第1次選定までできたらというふうに思っております。</p> <p>そして、その後7月の下旬につきましては、第3回の町章選定委員会を開催させていただき、合併協議会に候補を推薦する最終の選定をしていただき、その先ほど要領の中でございました5点になるか、6点になるかわかりませんが、そういった委員会での最終候補の作品が決定をなされますと、候補作品の登録の商標確認の作業に少し入らせていただき、合併協議会におきまして、委員会での経過報告を踏まえ、最終の町章の選定、決定に入らせていただきたいというふうな流れを予定しております。</p> <p>したがいまして、このあたりはあくまでも予定でございますので、若干の日にち等につきましては動く場合もございますので、ご了承いただきたいと思っております。</p> <p>8月の中旬から下旬、8月いっぱいぐらいまでには、できましたら新町の町章を決めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それで最後に、現在の両町の町章を少し大きく図案化して掲載をさせていただきます。</p> <p>左側の方が現神崎町の町章でございまして、片仮名の「カ」という字を少し変則的に図案化をされたものでございます。</p> <p>右側が大河内でございます、大河内の頭文字の「大」の字を図案化されたもので、力強く大河内を象徴し、町の発展と団結をあらわしておるというデザインの趣旨というところでございます。</p> <p>神崎町の趣旨につきましては、少し見当たりませんでしたので、大変申しわけございませんが、「カ」という字を図案化されたということでございます。</p> <p>以上、実施要領並びにチラシ、今後のスケジュール等につきまして</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>の事務局からの説明を終わらせていただきたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>募集要領に関する全般的な流しての説明を受けました。</p> <p>本来ですと、即、今の説明に対して質疑をあるいはご意見を賜るところなんですが、会議の進め方、進行上の都合によりまして、皆さん既にお気づきだと思いますが、この募集要領の第1条から9条まで、それぞれの検討して押さえていくことによって、我々の仕事は終わると、こういう仕組みにどうもなっとるようでございますんで、今後、今からは第1条から順番に項目ごとにひとつご検討、ご発言を賜りながら進めていきたい。このような進め方をさせていただきます。</p> <p>その際に、各条項ごとに質疑をやっていただいて、そういう形で審議が進んでいくというのが一番効率がよからう、こういうふうに思います。</p> <p>そのことによって、ここのレジユメの7番目に上げてます募集のチラシというのは、この要領が決まることによってそのチラシの部分に進んでいけるという段階ですから、今の何かちょっと違いというのはあるだろうから、話していただいて、検討していただきたいと思います。</p> <p>皆、この進め方でよろしゅうございますか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、要領（案）の第1条の目的と第2条に募集する町章という条項がございます。この2つのことに関して、何か質疑あるいはご意見はございませんか。</p> <p>どうぞ、どなたでも、何でも結構です、あれば。</p> <p>正城さん。</p>
正城委員	<p>大河内の正城ですけど、ちょっとお伺いしたいんですけども、第2条の3番に入ってる用紙の生地を含め4色以内とするとあるんですけども、全国的にカラーのところは規格があるんですか。それをお伺いしたいんですけど。</p>
立石（委員長） 浅田（事務局）	<p>事務局、わかっとる範囲で。</p> <p>全国的に、こういうあたりは、私ども参考にさせていただきますと、ほぼ応募用紙の白色を含めて4色というふうに使われておるのがほとんどですけど、色の設定まではされてないんですけども、ほぼ大体4色以内というところでされておる状況です。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
正城委員	<p>大河内の正城ですけど、私聞いておるのは、カラーの町章をしておられるところはどのくらいですか。今でしたら、大河内と神崎が白黒でいってるじゃないですか。それが、これ4色でやるんやから、カラーのところもあるんかなと、ちょっとわからないもんでお聞きしたいんです。</p>
浅田（事務局）	<p>申しわけございません。カラーでのそういうふうに取り扱われておるのは、ちょっとはっきり今の段階ではわからないところです。いろんなイベントをされるとか、また封筒とか、そういったもので色を使われたりとかです、したり、あと、私どもよく町旗とか、それからバッジとか、そんなもの作るんですけど、大体多くても2色ぐらいが多いですけど。</p>
正城委員	<p>ありがとうございます。</p>
浅田（事務局）	<p>申しわけございません。</p>
正城委員	<p>いえ、済いません。</p>
立石（委員長）	<p>ほかにございますか。</p>
	<p>この際ですから、遠慮なしに何でも聞いてください。</p>
	<p>私の方からちょっと聞きたいんやけど、4色以内ということなんやけど、実態としてこの兵庫県下の中でも色刷りの町章でバッジとか、そういうようなんやるところは余り記憶ないが、もし、いや、こうやっとなんやというの、そなん見た経験のある人はまた教えてほしいですな。</p>
	<p>ということは、なぜこういうことを言うかということ、4色以内ということにすれば、3色が出てくる、4色が出てくる可能性があるんですわ、これね。だから、あるというなら、それよりも2色なら2色、ときちっときめて、使用時にここへこれを動かすとか、言うたら2色ですわな、何かそういうちょっと思いもあるんやけどね。そこらどうなんでしょうか。</p> <p>これは意見半分入って。</p> <p>どうぞ。</p>
浅田（次長）	<p>恐らく、デザイン上で、応募のときはそういう色を使われるんですけども、実態的には恐らくモノクロ的に使われるのが多い。応募のときのそのイメージですね、デザインの、そういったものでカラーでされておるとい自治体が多いと思うんですけども、実際使うのはほとんどが地と黒になるんですけど。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ。</p>
上野（副会長）	<p>ちょっと記憶が定かでないんですけども、神崎の場合も大河内の場</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 小寺委員	<p>合も、1文字を今イメージしてあるので、これが町章か市章か忘れたんですけど、2文字をイメージしてデザインされるときに、この2文字を色分けられとるというケースがあったと思うんです、私。ちょっと、どこやったというのは忘れた。そういうケースはそういう色分けが可能かなというふうに思うんです。</p> <p>小寺委員。 大河内の小寺ですけど、むしろそういった、神崎町の町長さんもこういうふうな感じやから、その時分と今のメディアが変わってきとんやね。その時分はもちろんインターネットもなかったし、ホームページも何もなくて、メディアがなかったということで、ほとんどが白と黒の2色で済んどったんやけども、今はインターネットにしたて、大河内とか、今度神河町ということでホームページを当然作る。そういうことになったときに、やっぱり白黒の2色で、やっぱりできれば4色ぐらいはということで、町章をホームページ等に出すという、今からはやっぱりそういう時代になる。</p> <p>そやから、作る、ただ一つの字だけで考えて、字をデザインして町章ということを見ると、2色程度になるんやけども、やっぱり私とは今町長も言われたように、なかなか専門家やないから多分できんことばかりやけど、そういうことをイメージをしたようなデザインという、今後生まれてくる可能性があると思うんですね。そういうようなこと考えると、やっぱり4色ぐらいはないと、メディアの時代やから、特にインターネットというもんで町というもんをどんどん売り込むということで、どこの町村もインターネットのアクセスが非常に増えてきとるんですね。</p> <p>そやから、私はやっぱり4色ぐらいのカラーを、やっぱり募集していただいた中で、それを一番最後の方に書いてあるように、モノクロに使う場合もありますよということで、書いておるね、第9条に書いてとんですね。第9条で、採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合またはモノクロに使用する場合があるということ書いてますんで、ここらをうたってあれば、それは今の現在の時代はやっぱり最低4色ぐらいは募集をするということは私はいいんだと思うんですね。</p>
立石（委員長） 正城委員	<p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p>どうぞ、正城さん。</p> <p>4色という意見も、インターネット上、済いません、大河内の正城です。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 浅田（事務局）	<p>4色という意見も大分貴重だと思うんですけども、そしたらほかしとか濃淡は使わないということなんで、あくまでも原色のきつい色というんですか、そういうことですね。そういうことですね。</p> <p>浅田次長。</p>
立石（委員長）	<p>はい、今おっしゃるとおりでございます。ですから、今回、どのところもいわゆるインターネットで応募はかけるんですけども、逆に返してくる際、そのファクスなんかでもずれたりとか、そういったケースがありますので、基本的に今回は応募用紙にじかに書いていただいて、それを持参か、もしくは郵送で送っていただくようにさせていただいております。</p>
立石（委員長）	<p>ほかにご意見ございませんか。</p> <p>小寺委員、どうぞ。</p>
小寺委員	<p>大河内の小寺ですけど、地色を含めて4色ということになるんですけども、これで募集をかけるとした場合に、その着色については制限なんかは要らんのかなという気が、そこらはどないなんかな。いろいろと方法もあるやろうし、それから水彩画の絵の具使ってする場合もあるやろうし、それからポスターカラーで着色とか、いろいろあると思うんですけども、そこらの着色についての規定とか制限とかは、これに入れる必要はどないなんかな、そこらについてはどないです。</p>
立石（委員長） 浅田（事務局）	<p>浅田次長。</p> <p>私ども、他の合併協なりいろいろお聞きし、また全国のことを参考にさせていただいたんですけども、先ほど小寺委員さんの方からご質問ある着色の関係のところまでは、うたわれておるところはちょっと見受けなかったというふうに思っております。</p>
立石（委員長）	<p>私の方から1つ確認します。</p> <p>いわゆる、ちょっと私も勘違いしとった嫌いはあるんですが、要は募集の図案の着色が4色だと、そういうことで、こういった形、仕上げる段階では3色ないしは地含めて2色と。こういうバッジとか町旗を紋章を入れる場合にということだろうと思うんですが、いわゆるデザインの段階では4色まで可能ですよと。ところが、こういう図案化して町章なり町旗を作る場合は、1色でこういうデザイン、シンボルだけを、シンボルマークだけを印刷すると。こういう扱いもあり得るということで、そういうふうに理解したらいいことで、応募は4色以内。必ずしも4色にこれがなるというふうにはかとう考えんでもええということやな。そういうことだね。</p>
浅田（事務局）	<p>そうです、そうです。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	はい、わかりました。 どうぞ。
上野（副会長）	そのことで、逆に4色で決めたら、町旗とかバッジとか、めったに作らへんもんは逆に色をきちっと分けてあるんです。それで、印刷物の封筒なんかは単色で出すん違いますか。
小寺委員	そやから、4色で、それが優秀や思うてそれを採用したら、当然カラーでPRをする分については、それをそのままやっぱり使うべきやと思うね。それから、町旗を作るときにも、当然それを入れるのが、町旗をやっぱり考える方が普通やと思います。ただ、印刷物に、簡単に印刷物にちょっとその町章を入れるときにカラー印刷しとったら高くつくんで、そういうときにはこのモノクロとかそんなにしても仕方ない、そういうことを私は9条でうとうてあると思うんですけどね。 それで、できるだけ、やっぱり採用すれば、それにやっぱりできるだけ利用するというのが、私はそういった募集に対する考え方にそうんだと思うんですね。
立石（委員長）	ほいじゃ、ちょっと今出ました……。 どうぞ。
立石（委員長）	それでは、ちょっと今この色の使い方で、まとめさせてもらいます。 今、上野町長からちょっと発言があったんやけども、例えばこの町章よね、これは応募者がバックは緑でぴっと色を使うとったと。中は、例えば黒でちょっと違ったあれをしとったと、そういう意味ではあり得るでと、こういうふうに考えたらいいわけですな。何も白地に、これを黒あるいは緑で書かんでもええと。
小寺委員	白ばかり思うとるけんな。
立石（委員長）	だから、そういう。
小寺委員	白を含めて、緑も赤もあるということじゃろ。
立石（委員長）	はい。ほじゃ、特に（3）の用紙の色の話が中心になりましたけれども、皆さんのいろんな意見を聞いた中では、4色でよかろうと。ただ、それをどう使うていくかというのは、やはり著作権は町側にあるので、これは単色にするのか、あれするのかは、また今後の扱いの中で決めていくと、こういう思いの中で、我々委員は今あったような議論を踏まえた上でこういうことにしたという、ひとつ認識を持っていただいたらいいんじゃないかと、こんなふうを考えます。 ほかの項目で、この1条、2条についてご意見ございませんか。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
足立委員	<p>どうぞ。</p> <p>神崎の足立ですけど、2条の5番なんですけど、これ、この文句はチラシにも書かれてますけど、これは事前に自分で調べてするんですか。</p>
立石（委員長）	<p>この件について、次長、どうですか。</p>
浅田（事務局）	<p>応募者の方は、恐らくそういうことは、これ会社とか全国のいろんな自治体のマークを調べてというのはかなり不可能に近いことになるんです。したがって、応募いただいた作品はその6に書いておりますように自作の未発表作品といったところで、合併協で、今自治体ですと、いろんなところでマークの応募をされておるときに、同じものを2つのところに出されたりして、そういうちょっとプロ的にされる方もいらっしゃる場合がございます。そういったところで、なかなか難しい部分はあるんですけども、最終的に残りました部分につきましては、専門の業者の方に委託をいたしましてその類似の商標登録、そういったものがないのかどうか、最後の確認はさせていただくというふうにしたいと思っています。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ、足立委員。</p>
足立委員	<p>そしたら、この募集のチラシにこれを書いてあったら、応募する人はこれ調べりゃできへんと思うんじゃないんですか。類似しないものとしてます。いるんですか。</p>
立石（委員長）	<p>この考え方を、次長、ちょっと説明していただけますか。</p> <p>ともかく、北の果てか南の果てに、似たような非常に近いものがあったら、それまでしてこうやというて出されたときには、ふうが悪いから。どこか類似のやつをまねしたみたいに言われてもぐあい悪いわな。そういう場合、削除するということやわね。</p>
上野（副会長）	<p>いや、募集に書いとって、今度応募を受けて選定して、うちが検索かけるでしょう。そのときに、類似がありましたからあきませんよという……。</p>
立石（委員長）	<p>ああ、それはある。</p>
上野（副会長）	<p>ほな、逆に書いとった方がええという。</p>
足立委員	<p>それはわかるんやけど、それやったら応募の点数が減りませんかということです。</p>
立石（委員長）	<p>そりゃあ。</p>
足立委員	<p>調べながらできへんと解釈したらや。</p>
立石（委員長）	<p>ちょっと、今テープとめます。</p>
	<p>今、お尋ねのあった件ですが、どうも余り神経質にならぬよう、い</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>いんと違うかという思いがあるようですので、ひとつ了解いただきたい、このように思います。</p> <p>それでは、この1条、2条について、この原案どおりでひとつご異議ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、第1条、第2条について、このように、原案どおり取り扱うということで決定をいたします。</p> <p>次に、第3条の応募方法でございますけれども、募集方法は全国公募とするという案でございます。</p> <p>このことについて何かご意見ございますか。</p> <p>ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、確認をいたします。</p> <p>募集方法については、第3条で出しておりますように全国公募とするということにいたします。</p> <p>次に、応募方法等についてでございますが、おおむね1時間でございますので、あの時計で10時40分までちょっと休憩をいただきたいと思います。</p>
立石（委員長）	<p>午前10時26分 休憩</p> <p>午前10時39分 再開</p> <p>おそろいですんで、始めさせていただきます。</p> <p>実は、足立会長と小寺大河内町議長はそれぞれ公務がございまして、退席されておりますので、ひとつご了解いただきたいと思います。</p> <p>それでは続いて、第5条の応募方法等についてということ、項目に入っていきたいと思います。</p> <p>ごめんなさい、間違いました。4条からです。周知の方法でございます。</p> <p>この件について何か質疑、ご意見等ございませんか。</p> <p>どうぞ。</p>
浅田（事務局）	<p>濟いませぬ、1点、事務局の方から、周知の方法ですけれども、この中でご検討いただきたいと思います。</p> <p>両町の広報紙並びに合併協だより、いわゆる広報紙なんですけれど</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>も、実はこの両町に配布をさせていただいております広報紙につきましては、月末締め翌月1日発行になっておりまして、今月号、いわゆる6月号につきましてはこの締め切りが終わっておりまして、次回になりますと7月1日になってしまいますので、この両町広報紙並びに合併協だよりの広報紙につきましては、ちょっと臨時的に発行することが物理的に不可能だということがわかりましたので、この部分につきましては削除させていただき、そのかわりにケーブルテレビ、それから大河内の有線放送、これを活用しての、両町の住民の皆様方にはチラシ等であわせてPRをしていくというふうにさせていただければというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
立石（委員長）	追加説明がございました。
	ご意見等ございませんか。
	足立委員。
足立委員	<p>神崎町の足立ですけど、全国公募となっているんですが、これは全国的にはホームページ見た人のみなんでしょうか。</p>
立石（委員長）	事務局、説明してください。
浅田（事務局）	<p>はい、ホームページを、まず徹底的に活用させていただき、あわせてまして図形の専門誌がございましたら、そういうところにも掲載をさせていただく予定をさせていただいております。</p>
立石（委員長）	よろしいですか。
足立委員	はい。
立石（委員長）	ほかにご意見ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	<p>特にないようでございますので、この4条についてはこの要領で異議ございませんか。</p>
	よろしいですか。
立石（委員長）	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
	ありがとうございます。
	<p>それでは、第4条については、先ほど追加説明がございました取扱いによりまして周知方法をこういうことに決定をいたします。</p>
	続いて第5条、応募方法等についてでございます。
	質疑、ご意見ありましたら、どうぞ。
立石（委員長）	<p>特に、ご意見が、あるいは質疑がないようでしたら、第5条については、1項目めから6項目にわたって1つずつ、1項目ずつ押さえていきたいと思っております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
中塚（副委員長）	<p>まず、（１）の応募資格は問わない。また、同一人による複数応募も可能とする。このことに関して、皆さんご異議ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>中塚です。</p> <p>同一人による複数応募も可能とするというふうになっとなんですが、こういった運営方法になると相当な数になると思います、想像するんですが。これは応募者で自己採点していただいて、２点ぐらいに絞っていただいたらどうかなと思うんですが。</p>
立石（委員長）	<p>このご意見でございますが、これに対する事務局側としての何か説明、考え方、ありましたら説明してください。</p>
浅田（事務局）	<p>私どもの方の全国の関係をいろいろ参考にさせていただく中で、確かに先ほど中塚委員さんの言われたように限定された点数のところもでございます。また一方、ほとんどのところが応募資格は問わず、なおかつ同一人による複数応募は可と、可能とするといったところが多くございまして、そのあたりは当委員会におきましては委員の皆様方の一つのご判断で決定をいただければというふうに思っております。</p> <p>以上です。</p>
立石（委員長）	<p>この複数応募というのは、２点以上が複数になるので、例えば５点でも複数になりますし、ここをかつちりと、今説明を聞くと、２点にするのか３点以内にするのか、ここらにははっきりしといたらいいと違うかという思いもあるようなんです、こういった観点から皆さんご意見、ほかにありますか。</p>
生田委員	<p>生田委員。</p> <p>大河内の生田です。</p> <p>今、私ら何とも思ってなかったんですけども、類似の町でどのぐらい応募来とんかね。例えば、類似というても神河町のような小さい１万３，０００というふうなのは少ないと思うんですけども、その複数で公募したのためにどひゃっと来たとか、そんなんは聞いておられます。いや、私は、複数にせんことには数が少ないというて私は思うとんですけども、今おっしゃったように、１人で５個も３つも出されたら、選定する方のこっちが定めを持つとるからそれでいいんですけども、何かそんな、ほかのところをお聞きになって、そんなことないでということでしたら、我々もそれでいいんですけども。</p>
立石（委員長）	<p>ほな、これについて事務局説明して。</p>
浅田（事務局）	<p>大体、応募期間が、後ほどまたご協議いただくんですけども、１カ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>月から1カ月半程度の、まず期間を設けておられます。今、全国公募をかけた場合、こういったデザインとか名称なんかも含めてなんですけれども、そういうマニア的にされておる方がいらっしゃる、他のところでお聞きいたしましてもお一人大体2点、多くて3点と言われる方がいらっしゃいます。</p> <p>その程度ぐらいで、あと、確かに複数にしたから、どばっというんですか、何万点来たとか、そういうことはほとんどないみたいで、大体他の私どもと類似したような町ですと、1,000点から1,500点ぐらいの間、来られる、来たというふうな状況でございます。やはり、全国公募になりますと、そういうふうに好きな方はそういった形で応募されますので。</p> <p>数点というか、個人が多いの、ね。</p> <p>じゃ、今説明がありましたけど、かなりの数が来るようでございます。1人で3点以上、5点というのは、まずなかるうという判断でいいというふうに解釈したらええんじゃないかと。</p> <p>それでは、この複数応募ということで点数を特に指定しなくてもよからうというようなことでございますので、このことについてこれではよろしゅうございますか。</p> <p>よろしいですか。</p>
正城委員	<p>まだご意見あるようですから、どうぞ、正城さんから。</p> <p>大河内の正城なんですけども、今お聞きしたら1,000も1,500と言うたから、ちょっと選ぶのに大変じゃないかなという気もするんです。だから、私としては1人2点までとかというふうな、そういう規定が欲しいかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。</p>
立石（委員長） 藤原委員	<p>もう一人、藤原さん。</p> <p>大河内の藤原ですが、今、中塚さん、正城さんと同じなんですけど、スケジュール的に見ましたら1カ月半もとれないようなふうに出ているような気がするんです。1カ月ぐらいしたら、そういう意見が出にゃああれですがね。それは私が出す場合に3点も4点も出さんと思いますが、平均が2点ぐらいで、よいのをいただくという前提からすりゃあ、多分3つも4つもというのはおかしいというような気がします。2点ぐらいに絞られた方が、見てもその方が楽やという気がするんです。どんなでしょう。</p>
立石（委員長）	<p>ただいまそういった意見も出ておりますので、お諮りをいたします。</p> <p>この複数応募も可能とすると表現してありますけども、これは1人</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員	<p>2点までという決めつけをしようじゃないかという意見が出ております。そういう絞り込みが2点ということで、皆さんご異議ございませんか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>神崎町の多田ですが、この下にいただいた資料、多可町あるいは中町の例を募集要項を見させていただいても、やはり複数応募可というふうなことで募集をかけられておる。私は、そういうことで可ということでいいんじゃないかと、別に絞らんでもいいんじゃないかなというふうに思いましたけど。</p>
立石（委員長）	<p>そういうご意見も、片やございます。</p> <p>ほかの方。</p>
松原委員	<p>神崎町の松原です。</p> <p>私も、多田委員さんの意見と同じで、もしもっと少なかったときに困りますんでね。2点に絞らなくてもいいんじゃないかなという気はしております。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ、中塚委員。</p>
立石（委員長）	<p>そういうご意見で。</p>
竹國委員	<p>まだ発言のない竹國さん、ひとつ。</p> <p>今、事務局の話聞いておりましたら、1人そんなにたくさん、数点出されるようなこともないようですので、1,000点というのはそれだけの人数の人が出しておられるように思うんですね。ですから、これはこのままの状態で複数可でいいんじゃないかと私は思っております。</p>
立石（委員長）	<p>それでは、全員の意見を聞いた、賜ったところで、ひとつできるだけこの採決という、手を挙げてという形はとりにくいんでとりたくないんですが、意見が2つに分かれております。</p> <p>私考えるのに、結果としては、2点に絞ろうが複数にしようが、結果は余り変わらんだろうという気がしました。したがって、意見は意見としてひとつここで皆さんの採決という格好をとらせていただきます。</p> <p>原案のままでよいという方は、まことに申しわけございませんがひとつ挙手願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
立石（委員長）	<p>そんなことで、同数になったら私もどっちにしようかと考えておりましたが。</p> <p>それでは、一応いろいろ議論いただいた中で、大差なからうという</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局）	<p>ようなことをございますんで、原案どおりに複数応募も可能とするということに決めさせていただきます。</p> <p>それでは、次の（２）の締切日の件について協議をしていただきます。</p> <p>具体的には、いつごろに締め切ったらいいかということなんで、当初説明がありましたように約１．５カ月ぐらい委員会として置かにかいかならうということをございますんで、それから見ると募集をいつかけて、いつを締め切りにしたらいいのかなと、事務局案、これどのくらいに、大まかなスケジュールは出とんですが、案があったら提示してください。</p> <p>別紙のスケジュール、こちらの案の方にございますように、応募締め切りを事務局といたしましては７月の初旬ということ想定いたしております。本日、この募集要領で決めていただきましたことをチラシ等へ入れることが可能になりますと、至急にそういった手続をとりたいたいといったところから、一日でも早くということ、募集の最終の締切日を７月８日金曜日あたりに持っていけたらなというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
立石（委員長）	締め切りが。
浅田（事務局）	７月８日。
立石（委員長）	<p>７月というたら、逆算していったら６月の……。</p> <p>どうぞ。</p>
多田委員	<p>事務局に質問です。</p> <p>６月に第２０回の合併協議会で委員会報告を受けて、ここで一応決定されて募集をかけられるという、こういうスケジュールになるという感じがするんですけど。ということは、７月８日ということはちょっと期間的に１カ月あるかないかというような感じもするけど、その辺はどうでしょう。</p>
浅田（事務局）	<p>その合併協議会、第２０回と上げておりますのは、あくまで予定でございまして、これまでに小委員会の選定をこういうふうに持っていくます、実施要領をこういうふうに決めましたという形で、現在作業をこういうふうに進めておりますという経過報告を合併協議会の方で報告をさせていただくという形での想定をいたしております。</p> <p>したがって、当委員会で実施要領等を決めていただき、それをチラシ等に当てはめまして、募集作業は委員会の方で決まったことをやっていきたいというふうに考えております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、締切日を平成17年7月8日ぐらいに持っていきたいという事務局案でございます。</p> <p>したがって、それから約1カ月半、前倒しで募集をかけていくと、こういうスケジュール案でございますが、このことについて特にご意見ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>皆さん、よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>それでは、2項目めの締切日は7月8日ということで、役場との作業をしていただくこととなります。ありがとうございます。</p> <p>次に、（3）でございます。応募用紙等の指定の話でございますが、この件に関してご意見等ございますか。</p> <p>どうぞ。</p>
松原委員	<p>神崎町の松原です。</p> <p>これ、縦横15センチの枠を書いたA4判ということは、どういうふうな。</p>
立石（委員長）	事務局、説明をしてください。
浅田（事務局）	<p>本日、別紙で、まず応募用紙、こういったもの、これはまた私どもで印刷をいたしまして、所定の合併協なり役場なりに置かせていただいて募集希望の方にお渡しすると。全国公募の場合、とりに来ていただくのが不可能ですので、ホームページ等で様式を入れますので、そこからとっていただいて、今度出したときに、自分で作っていただくときにこういうふうに15センチというふうに。</p>
松原委員	A4の紙の中に15センチの枠をとれということ。
浅田（事務局）	そうです。
立石（委員長）	これ、要はこういうことやる。
浅田（事務局）	そうです。
立石（委員長）	こういうことや。
浅田（事務局）	そうです。
立石（委員長）	はいはい。
	<p>ほかに質疑等ございませんか。</p> <p>応募用紙の関係について、原案どおり特にご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、（3）については原案のとおり実施をしていただくこと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
浅田（事務局） 立石（委員長） 浅田（事務局）	<p>になります。</p> <p>次に、（４）応募に当たっては、デザインの趣旨、いわゆる能書きを書く部分でございますが、このことについて何かご意見ございますか。</p> <p>委員長、１点よろしいですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>済いません。こちらの方で１点ちょっとお願いをしたいと思いません。</p> <p>まず、デザインの趣旨で１００字程度と書いておりますけれども、これは１００字以内というふうに限定できればなと思っております。それと、チラシの方で性別を入れておきまして、こちらの方で入っておりませんので、応募用紙の方にも書いてございますように性別という項目を入れていただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
立石（委員長） 浅田（事務局） 立石（委員長）	<p>年齢に性別。</p> <p>はい、性別をちょっと第４項の方では入れておりませんので。</p> <p>年齢、性別、電話番号と、こう続くわけじゃな。</p> <p>皆さん、ご理解していただけますか。</p> <p>この件に関して、特にご意見ございませんか。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ほいじゃ、（４）についてこのとおりいくということにご異議はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように取り計らっていただきたいと思います。</p> <p>次に、（５）応募の方法というんか、郵送、あるいは電子メールということが書いてございます。</p> <p>このことについて質疑あるいはご意見ございませんか。</p> <p>原案のとおり取り扱ってご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、そのように取扱いをいたします。</p> <p>次に、（６）応募先の件でございますが、このことについて何かご意見ありますか。</p> <p>特にございませんか。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、（６）の項目につきましても、原案のとおりということに決定をいたしました。</p> <p>続いて、第６条の選定方法に入ります。</p> <p>ご一読いただいて、ご意見あるいは質疑を承ります。</p> <p>多田委員。</p>
多田委員	<p>神崎町の多田です。</p> <p>５点以内ということ限定されておるんですけども、これ５点以内でなしに５点程度という形で、ある程度幅を持たせていただいたらどうかという思いがするんですけども。</p>
立石（委員長）	<p>５点以内を５点程度にという、ちょっと余裕を持たせた考え方が提案されました。</p> <p>事務局、このことについてどのように考えておるのか。何か特別の理由があったら、説明をしてください。</p>
浅田（事務局）	<p>これにつきましては、類似商標調査の関係がございまして、そのあたりの整合性だけでございまして、５点というのは、それが例えばもう少し増やせということでしたら、また合併協の補正予算の方で少しお願いする形になりますので、このあたりはちょっと現行の予算との少し整合性を持たせたということで５点という、以内という表現をさせていただきますけれども、その辺は委員さんの方から５点程度とかもう少しとかという声がございましたら、そういうふうな方向で検討させていただきたいというふうに考えております。</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの発言に対して、何か、同様の思いあるいは別の思いのご意見がございましたら、ひとつ遠慮なしに言ってください。</p> <p>生田委員。</p>
生田委員	<p>大河内の生田です。</p> <p>第７条と関連してきますんで、５点というたら、あとの２点はどうするのかなと思うたり、要らん心配をするんです。思ったりするんで、以内やから３点でもいいんだと思うんですけども、その辺の、予算上の問題もありますけど、それは横に置いておくとしても、どうかかなと思ったりもして、余りはっきりした意見はないんですけども、７条との整合性をどうするかと思ったりするんですけどもね。</p> <p>だから、５点選んだとしたら、２番の優秀賞を３万円にさせるというのはオーバーするさかいに、２万円程度にしたら、あとの４点はカバーできるのかなと思うたりもして、要らん心配して申しわけないん</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>ですけど。そのあたり思うんですけど、一応予算上、そういうふう 5点以内はいいとしても、後の7条との整合性がどうしようかなと。</p>
立石（委員長）	<p>じゃあ、まだあと佳作を作るのか、どうしたというふうなことも含 めて、その部分でまたご意見をいただきたいと思います。</p>
足立委員	<p>ほかにご意見。 足立委員。 神崎町の足立ですけど、万が一なんですけども、最優秀が同じやつ が2つとかというようなこともあるんか。</p>
立石（委員長）	<p>これは冗談やけど、町章2つはぐあい悪いから。</p>
足立委員	<p>同じ、2つやなしに、同じやつが出てきたら。</p>
立石（委員長）	<p>そういうふうな、全く一緒のデザイン。 どうぞ。</p>
多田委員	<p>神崎町が多田です。 ここで選定する場合は、一応ある程度絞り込んで、それをまた商標 確認等をして、後、7条にしていくということですね。ということ で、この前、町名の選考のときに、選定の部分で1人2回ですか、2 つを選んで、またさらに1つ選ぶというふうな、ある程度限定された 部分の中で選考に非常に縛られたというふうな意見があったという。 そうでなしに、ある程度ここで幅を持たせていただいて、それが5点 以内におさまればいいし、仮に6点になってもいいんじゃないか。こ こで5点になるということになれば5点に、最高5点に絞り込まない かんということになってるんでという意味で、幅を持たせていただい たらどうかという思いで、言わせてもらいました。</p>
立石（委員長）	<p>ということ、ご意見でございます。 ほかの方、何かご意見ございませんか。</p>
松原委員	<p>松原委員。 神崎町の松原です。</p>
立石（委員長）	<p>先ほども言われましたように、この調査するために100万円要る ということであれば、5点以内でいかにざるを得んかないかという気 がします。</p>
立石（委員長）	<p>ほかの方、発言のない方、ほかのご意見ございますか。 じゃ、私の方から、ちょっと5点程度というものの考え方について は、発案が、意見ございました多田委員さんに逆にお尋ねするんす けどね、この程度というのは5点以内というたら3点でもええわけ すわ。程度ということになると、5点というのも程度やし、これも候 補としてはすばらしいデザインやと、これは何とか2点ぐらい残しと</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
多田委員	<p>こうでという委員会の話になったら、計7点になりますわな。そういうことがあり得るでという含みを持って対応しなさいよという考え方ですか。</p> <p>6点に仮になった場合でも、いいじゃないですかということです。予算の関係もありますけども、それはまた補正予算で対応していかないかんとおもいます。</p>
立石（委員長）	<p>どなたかからも出てましたように、町名選定のときも何かちょっとこだわりがあって、数の問題で議論したことがあるんで、全体で、前段ここでかちっと押さえておけばという思いも皆さんあるようでございます。</p> <p>それぞれ意見を聞いたところで、ひとつこれ決めていかないかんで、要は6条の文言の扱い、5点以内とするのか5点程度とするのか、これは結論を出したいと思えます。</p> <p>まず、会議の諮り方の原則といたしまして、原案から諮るという大原則がございます。したがいまして、原案のとおりでいこうじゃないかということに賛成の方、挙手願います。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
立石（委員長）	<p>それでは、申しわけございませんが、多数の原則によりまして、原案のとおりということでひとつご了解をいただきたい、このように思えます。</p> <p>ただし、出た分は委員としては最後まで忘れんように頭の中に残しておくということも大事なことで、その点もひとつよろしくお願ひします。</p> <p>次に、第7条の懸賞賞金の件でございます。</p> <p>原案によりますと、最優秀賞が1点、10万円、優秀賞が2点で各5万円、計20万円の予算が計上されております。これは我々も承認したところでございます。</p> <p>そういうことも頭に入れながら、ひとつこの件について協議をいただきたいと思えます。</p>
生田委員	<p>済いません。私はちょっと勘違いしておりまして、5点以内に決まったとして、5点を我々が決めて協議会にかける前に、ふるいがあるんですね、これ。だから、私が最前ちょっと心配しとった、余分な心配したことはちょっと取り下げますわ。というのは、5点いっても3点になる可能性があるし4点になる可能性がありますんで、そういう余分な心配は取り下げます。そやけ、その結果を見て、また決めるとい、もうこれでいいですから。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>金額、点数とも、これでご異議ございませんか。</p> <p>ご意見、まだ、足立委員。</p>
足立委員	<p>ちょっと確認なんですけど、その5点という、第1次審査に5点選んで、そして合併協議会に出しますね、もし5点とも類似がよそにあったら、またもう一遍5点で、そういう経過を踏んで、2次の方に入っていくんですか。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ、説明してください。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、足立委員さんからご質問ですけど、一応全部のやつ集まりましたものを、名前の場合でしたら事前にお配りして見ておいてくださいということで配付をさせていただきました。今回の場合、マークですのでそれもカラーが入ったりいろいろしますので、その辺が十分配付できるかどうかという、応募の状況にもよるんですけども、他の合併協ではこういう大きな広間でずっと並べられて、上から下見られて一つずつチェックをされていくという部分で、それが1回から2回していただいて、最終的にこの第1小委員会の方で5点以内ということで5作品を絞り込んでいただき、その5作品を協議会の方に上げていくというふうな方法でいたしております。</p>
足立委員 浅田（事務局）	<p>それは、その専門家に見てもらおうとかというようなあれじゃない。</p> <p>はい、5作品を選んでいただいて、やっぱり、だめな場合ですか。そのときは、また委員会の中で一度5作品を選んでいただいて、業者に、2週間ほどかかるんですけども、委託をいたしまして、返ってきて、これはちょっと余りにも似過ぎてだめですよということで、ダメになる場合とかが発生した場合は、その時点ではちょっとまた協議をしていただくという格好になるうかと思うんですけども。</p> <p>以上です。</p>
立石（委員長）	<p>ちょっと説明を、本日の会議の、少し説明しておきます。</p> <p>実は、選定方法は5点まで選ぶという最高を決めていただいたと。実際、5点を選ぶ場合のどんな作業をするのかというのは、実はまだ決まってないんです。今日のところは、恐らくそこまでいかんだろうなという思いをしておりますので、次回の2回目の選定委員会的时候にはっきりお諮りをして、そのときに物が来るかどうかはちょっとわからんですけども、選ぶ方法、これは審査の方法も含めて、具体的な作業をしてもらわないかんわけなんです。</p> <p>そのやり方がまだ実は、ここ今のところはっきり決めてませんので、これは実施要領ということで大綱だけひとつきちっと今日決めて、あと細かい案のやつは次の段階に、やっぱり新町名称のときにや</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>ったような方法をとるのか、もっとほかの方法もあるでというような議論をしてもろてというふうに、私的にはそう考えとんですが、事務局、それでよろしいでんな。そこらだけは、ちょっとできしまへんやろか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>質問の趣旨が違うと思う。手順を踏んで5点を決めて、その5点を全国で類似ないかというて協議の諮ったときに5点ともだめやったらどうなんや、どうなるんやという質問やったと思うんですが。</p>
立石（委員長） 足立委員	<p>そういうことですかね。</p> <p>もちろん、それも1点ですけど、そういうことを含めて、今度もまたこの会をひらかなと思ったんです。</p>
上野（副会長）	<p>そやから、その議論というのはいり得る、ないとは言い切れなけど、そこまで議論したらちょっと窮屈な話になるかと思うんですがとといったような話です。</p>
足立委員	<p>そしたら、もし、もしもばっかりやけど。</p>
上野（副会長）	<p>もしあったときは、そのときに協議するというにしとかんと、と思います。</p>
立石（委員長）	<p>だから、そういうことを含めて、もう一遍次のこの協議会の委員会は、きちっとしたことを、今言われたようなレアケースも含めてどうすんやというようなことを決めないかんわけですわ。</p> <p>それで、デザインの専門家なんかもやっぱり入れておく必要があるんかどうかということも含めて、協議をしていただくと。そういうスケジュールに恐らくなるんじゃなからうかというふうに思ってますんで、そういう扱いでひとつよろしくお願いします。</p> <p>どうぞ。</p>
藤原委員	<p>ちょっと意見を。大河内の藤原ですけどな、ちょっと教えてください。</p> <p>7月中旬の第1次選定は、これで5点に絞るんですね。そして、その次の第2次選定でまた何点か書いてありますけれども、ここの関連はどうなるんですかね。5点そのままいくのか、5点を何点かにまた絞り込むのか、そこのちょっと何の作業になるのかということなんです。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ。</p>
浅田（事務局）	<p>済いません。多分、恐らく応募の状況がどういう件数になるか、ちょっと予測はできないんですけども、先ほど足立委員さんの質問に関連するんですけども、応募状況によりまして具体的な作業の方向</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 藤原委員	<p>等もご議論いただきまして、名称のときのように第1次的には5点という数ではなく、もう少し多い数を選んでいただいて、第2回目のときに今決めていただいた5作品以内というところにしたいというふうに考えております。</p> <p>したがいまして、第1次のときには、数をその前の会議で少し決定いただいて20ほどにするのか30ほどにするのかという部分でとどめて、それから再度5つに絞り込んでいきたいというふうに考えております。</p> <p>藤原委員。 済いません。そうしますと、この横に書いてます商標等の確認とありますね。それで、5点が、ただいまおっしゃったもう少し多いのがいいんじゃないかということもありますし、5点ということもありますですね。</p>
浅田（事務局）	<p>事務局サイドの候補作品の登録商標確認という欄が、もう少し、申しわけございません、下に下がってくるという、第2次選定のあたりに下がってくるということでご理解をいただきたいというふうに思います。</p>
立石（委員長）	<p>そういったことでございます。</p> <p>この第7条についてのここに表記してございますことに関して、特にご異議ございませんか。</p>
松原委員	<p>松原委員。 神崎町の松原ですけど、賞金1点10万円というのは少ないと思うんですね。私は、ほかから見ても20万円、30万円がざらにあると思うんです。ここまでけちらんでも、私はいいんじゃないかという気がするんですけども。</p>
立石（委員長） 多田委員	<p>多田委員。 神崎町が多田です。</p> <p>私も、予算を大体決めとって、今こういうこと言うんもおかしいんですけども、松原委員と同じの意見でございまして、例えば但馬の香美町にしましても最優秀賞20万円、あるいは隣の多可町にしましても最優秀賞20万円というような額ですね。今、全国的にこういう町章募集をされておると思うんですが、やはり、よそ並みにね。</p>
立石（委員長）	<p>言葉は悪いですけど、町章決めるのに最優秀賞は1点10万円、お粗末と違うかという意見が出とんですが、皆さんいかがでございましょう。</p> <p>意見あれば聞かせてください。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
藤原委員	<p>藤原委員。</p> <p>大河内の藤原ですが、それとあわせて最後の選定に残った5点ですね、5点なら5点、5点となったときの残った人については、今おっしゃってましたように佳作とか何かの形で出すという方針、高額というのもいいですし、最終選考に残るとる場合の賞というふうな。</p>
立石（委員長）	<p>今ご意見出てますのは、最優秀、いわゆる採用賞各賞と優秀賞と、それとあとこぼれた2点の佳作ということでというご意見でございます。</p> <p>いかがでございましょう。</p> <p>皆さん、遠慮なしに言うてくださいよ。額、これ少ないのやったら少ないと言うてもうらええんです。もっと半分にせえやという事もいいですし、どうですか、意見ございませんか。</p>
正城委員	<p>どうぞ、正城さん。</p> <p>大河内の正城ですけども、今ご意見あったように、最優秀賞は大体20万円ぐらいにして、それでやはり5点のうちのこの優秀賞にも入らなかった人は、やはり佳作として取り上げていく中の賞金を出してほしいと思います。</p>
立石（委員長）	<p>今、佳作をつけ加えたらどうかというご意見がございます。また、それを、ことから入って行って、最終的な金額のまたあれも出てきますんで、佳作を作るということにご異議ございませんか。</p>
生田委員	<p>大河内の生田ですけど、この2番手以下は全部忘れ去られる運命にあるんですが、だから私は優秀賞でなしに、5点以内の1点は選ぶけども、あとは佳作でも何でもいいですから、そのまま金額減らして渡してあげたらいいんじゃないかと思う。2番目以下は絶対忘れ去られる。</p>
立石（委員長） 生田委員	<p>そらそうや。</p> <p>だから、優秀賞を、私は優秀賞やったというのもいいけど、このあと3点ほど佳作をつけても何ら意味ないんで、もう優秀賞やったら優秀賞、もう佳作でも何でもいいんですけども、とにかくあとの残り、金額がちょっと余りにも10万円と5万円というたら、ちょっと私、佳作にするにしても5万円というたらちょっとどうかと、今の時代はそんなもんか知らんけど、予算の関係もあるけども、上を20万円にしたら、もっと5万円でもいいのかなと思うけども、その辺のことはわかりませんが、要するに選んだ点数、協議会にかけた点数の残りの優秀賞以外、最優秀賞以外は何かを渡すということで検討したらというふうに思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	この原案に対して、新たな追加意見としていわゆる佳作を入れたの3点になるかもわかりませんが、これを多いかどうかというご意見が出ております。原案のとおりに諮るのもあれなんです、新たな意見でございますので、皆さんの出た意見を最大限尊重せないけませんので、この佳作をつけ加えるという考え方について、皆さんご異議ございませんか。
生田委員	そやけど、大河内の生田です。
立石（委員長）	金額のことは後から。
生田委員	いや、佳作やなしに優秀賞というんもそのまま残るようにするんですか。
立石（委員長）	佳作ということでなしに。
生田委員	佳作だったら3万円にしたらいい、みんな忘れ去られるんやから、全部同じ名前で、佳作やったら佳作、優秀賞やったら優秀賞。
立石（委員長）	それじゃ、ちょっと言葉かえます。2点という絞り込みを作ったらええわけですな。
生田委員	ああ、そうそうそう。
立石（委員長）	だから、1点が最優秀賞、あとは優秀賞で4点残りまして、こういう案でございます。 こういう扱いで皆さんご異議ございませんか。 よろしいですか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	皆さんご異議もないようでございます。 整理をいたします。 どうぞ。
多田委員	ちょっと、よその例ばかりで悪いんですけども、神崎の多田です。優秀賞で、多可町あるいは朝来市にいきますと4点以内という、以内ですね。ここらがどういうふうになるんかわかりませんが、1次選定のときは、4点になった場合には、優秀賞、最優秀賞という方法にしたらいいそう思うわけですが
多田委員	金額も多可町は優秀賞4点以内、1万円ですか。それから、朝来市、3万円ですね。
立石（委員長）	これ、それでは確認いたします。 再度の発言だったんですが、いわゆる優秀賞、最後に残った、選定に残った1点を除く作品は優秀賞ということで、賞を起すということにご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>わかりました。</p> <p>そんなら、次はこの優秀賞の2点、こういうふうに書いてありますが、これは何点ということでもなしに優秀賞ということで、皆さん、この扱いいかがでしょう。5点を対象にして、1点是最優秀賞、あとは優秀賞4点と、こういうことになるんで、改めて断らんでもそういうことになりますわな。</p> <p>そういう扱いで事務局、ひとつ整理してもらって、もう一回諮ってんか。</p> <p>いやいや、文言表現の中で、こんな、何点というのをとってしまう。そら、具体的に4点以内というふうにしてもいいけどよ。</p> <p>どうぞ。</p>
多田委員	<p>多田です。</p> <p>これは選定の場合の5点ということですね。応募者に対しては、何点が優秀賞になるということはわかりません。募集のときから、ある程度何点が優秀賞ですよということは言わなくていいの。</p>
立石（委員長）	<p>何点というような、募集要領に書く必要ないんちゃう。</p>
立石（委員長）	<p>じゃ、前段で5点ということにしとんやから、4点という具体的な数字入れますか。</p> <p>どうぞ。</p>
生田委員	<p>大河内の生田ですけど、優秀賞が2万円で、20万円で最優秀賞1名。あとは優秀賞は何名、書くような、それは5点以内におさめるという、これはこの委員会だけお客さんはわかれへんのや、お客さんというか応募する人はわかれへんのやけど、そこはちょっとぼかすというのもなんやけど、若干な、当たった人は優秀賞が当たった。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ。</p>
上野（副会長）	<p>済いません。6条の文言を変えて、5点以内を選定の上、協議会で5点以内の中から最優秀賞として、それ以外については優秀作品とするとかという、そういう文言ここで入れたら、別に必要ないんちゃいます。特に、6条の文言を少し入れかえたら。5点以内を選定の上、1点を最優秀とし、残りについては優秀作品として賞するとかなんとか言うたら。</p>
立石（委員長）	<p>ほたら、次の7条は1点や2点や3点書かんでも、金額だけ書いたら、そういうことです。</p> <p>6条は原案どおりという確認をしたところでございますけれども、今提案がございましたんで、6条をちょっと文言を変えてやるということにご異議ございませんか。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>よろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>えらい、そういうことなんで、6条ちょっと、今、上野町長がおっしゃったことをよう趣旨を生かして文言をちょっと訂正してもらったら、第7条が楽になるん違うかと。</p> <p>それでは、整理をいたします。</p> <p>最優秀賞と優秀賞を与えると、このことまで決定いたしました。あとは、賞金のお話が出ております。</p> <p>最優秀賞をどれぐらいにするんやと、優秀賞を何ぼにするんやという議論に入っていきたいと思います。</p> <p>今出ているのは10万円では少ないんじゃないかという話、それから優秀賞5万円、ちょっと多いんちゃうか、数を多くして値段下げたらという思いの意見出ております。</p> <p>再度ご意見を聞くわけですが、最優秀賞の10万円について、まず議論をいただきたいと思います。</p> <p>今、具体的には20万円、よそ並みの20万円という声が上がっております。この件についていかがですか。</p>
藤原委員	<p>藤原さん、どないでっか。順番に聞きます。</p> <p>隣が、多可町が20万円ですんで、余り遜色ないような額にしていたきたい、20万円でどうかと。</p>
立石（委員長）	<p>正城さん。</p>
正城委員	<p>20万円です。</p>
立石（委員長）	<p>竹國さんはどう思われますか。</p>
竹國委員	<p>ちょっと、そうですね。</p>
立石（委員長）	<p>遠慮なしに言ってくださいよ、5万円でもいいやと言うて。</p>
竹國委員	<p>いえいえ、少ないことはね、10万円以下はちょっとと思うんですが。どことも20万円であれば20万円が妥当かなと思う感じです。</p>
立石（委員長）	<p>生田さん、いかがですか。</p>
生田委員	<p>私はその合併の話が出たときから考えたら、何も10万円でも私はいいと思うんですけども、お隣さんのおつき合いの関係から見たら、全国のマニアの方が出されるときに見たときに、何やと、こういうところはあと思うんじゃ。何も見えを張る必要ないですけど、この合併の最初のあれからいうたら、何もこれは20万円にせんなんこと絶対ないんですけども、ここまで進んでいってますんでね、それで2番目以下はもっと金額下げた程度バランスとるようにしたらいいんじゃないかと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長） 足立委員 立石（委員長） 多田委員	<p>今、お聞きしたら、類似のところ、20万円というのが多いということなんで、仕方ないかなという、思いますけど。</p> <p>足立さん、いかがでございましょう。</p> <p>他町と差のないようにしたらいいと思います。</p> <p>多田委員さん、どうですか。</p> <p>私は、マニアがいるということ。マニアは採用をしていただくことに誇りが持てると思うんです。賞金は多い方がいい。だけど、予算的には厳しいですが、ということは多少その関係もありますし、候補者にも余りにもという感じがするところなんです。だから、1点、ほかの4点は金額をもっとぐっと下げて、最優秀賞20万円でいいんじゃないかと、このように考えます。</p>
立石（委員長）	<p>これで全体のご意見が出たところでございます。</p> <p>私が整理をいたしますと、ほとんどの方がやはり20万円という一つの他町の先進事例に合わせたらどうかという思いが強くなりますんで、当委員会としては20万円ということに決定をさせてもろてご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは続いて、優秀賞の賞金をいかほどにしたものかとか、あるいは別に出ました意見の中にはちょっと5万円というのを絞り込んでという話も出ております。</p> <p>どうぞ、松原委員。</p>
松原委員	<p>私はそういうことは適当に考えとんですけど、2万円でいいんじゃないかなと。</p>
立石（委員長） 正城委員 立石（委員長） 正城委員 立石（委員長）	<p>2万円で。正城さん、いかがでしょう。</p> <p>私も2万円でいいと思います。</p> <p>藤原委員さん。</p> <p>2万円で結構です。</p> <p>2万円でよろしい。</p> <p>竹國さん、いかがでしょうか。</p>
竹國委員 立石（委員長） 生田委員	<p>結構です。</p> <p>生田さんは。</p> <p>もうそれで結構です。</p>
立石（委員長） 多田委員	<p>2万円。</p> <p>多田委員さん。</p> <p>2万円でよろしい。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
立石（委員長）	<p>ああ、そうですか。 中塚委員さん。</p>
中塚（副委員長）	<p>2万円で。</p>
立石（委員長）	<p>ほぼ全員が2万円がよかろうということでございますんで、ひとつこれは2万円という格好で当委員会としては決定をいたします。ご異議ございませんね。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。 それでは、第7条については一応ご了解、決定をいただきました。 次に、第8条の結果発表の項目に移ります。 この項目について、質疑、ご意見等ございませんか。 ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>皆さん、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>それでは、第8条につきましては原案のとおり取扱いをさせていただきます。 次に、第9条の著作権等についてでございます。 この3項目について特にご意見等ございませんか。 よろしいですか。 皆さん、この原案のとおり取扱いでご異議ございませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。 それでは、第9条については原案のとおりと決定をいたしました。 これでいわゆる募集要領の案が決定、案が消えて委員会としての案ができ上がりました。 ただいまいろんな議論が出ましたが整理していただいて、事務局の方で間違いのないようにひとつ要領を押さえていただきたいなと、こういうふうをお願いをいたしておきます。 それでは次に、もう時間も余りありませんが、次に移らせていただきます。 次は、募集のチラシの話でございます。 このチラシは今お決めいただいた要領をもとに具体的な事項がはまっていくという作業になろうかと思えます。 それと、このチラシ全体を見て皆さんのご意見なり質疑を今から始めたいと思えます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>もうつらつら読んでいただいておりますので、疑問の点、今の実施要領に基づいて、ひとつ照らし合わせながら考えていただきたいと思います。</p> <p>何か質疑、ご意見ございませんか。</p> <p>この部分は、逆に言うたらもっとこういうふうに表示した方がわかりやすいとか、これ何書いとんやわからんというような文言の指摘なんかもあわせて、それをどうするかということはこの場ではなかなか難しいにしても、指摘された意見を事務局の方で後から絞ってもらって、よりいいものにしてもらうという思いがございますので、そんなことも含めてひとつお願いします。</p> <p>どうぞ、松原委員さん。</p>
松原委員	<p>応募方法のところなんですけど、3番目、応募は、応募用紙または縦横、今15センチに決まったんですけど、15センチの枠を書いたA4つけなくてもいいんじゃない、白色で、A4と、ちょっと先ほど言ったA4どないかなという人もあるんで、別にA4の紙やなくても、もうそんな15センチのやつにすりゃええのや、そんなもん使うはずもないし、枠というんか、大きさがまちまちだと困るという意味があるんかもしれませんが、別にA4を指定しなくてもいいんじゃないかという気がするんですけどね、これ。これちょっと私はわかりにくかったんで、何とも言えないですけど、事務局の方でA4としたらまともあって混乱せんでいいかもしれない。それちょっとわかりませんが、そういう意味があるんでしたら、それで結構です。</p>
立石（委員長）	<p>事務局、このA4に指定したその理由、好都合やからやとかという特別の理由がありますか。そういう理由があれば、松原委員さんは了解すると、こういうふうにおっしゃってんのです。</p>
浅田（事務局）	<p>特段理由はないんですけども、いわゆる整理上の問題かなという、そういうことなんですけど。</p>
松原委員	<p>はい、結構です。</p>
立石（委員長）	<p>どうぞ。</p>
上野（副会長）	<p>規定の応募用紙と言うけど、応募は規定は応募用紙に書いてあるわけで別にわざわざこの規定の応募用紙の説明をここで書かなくても、これ統一した応募用紙でしょ。だから、規定の応募用紙より応募してもらうたらええんちゃう。</p>
立石（委員長）	<p>ほなら、インターネットを使うと。</p>
上野（副会長）	<p>インターネットからダウンロードするわけ。</p>
立石（委員長）	<p>ダウンロードする。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	それで、ここに寸法15センチとか、A4とかで、欄外、枠外に書いてあったら、それで足りることじゃないんですか。
小寺委員	公募の本見た人は、インターネットと使わないですね。
立石（委員長）	本を。
上野（副会長）	雑誌。雑誌には、雑誌にも規定の応募用紙って書いときゃええんですが、雑誌にも。それで、その規定の応募用紙はインターネット等で参照してくださいって書いと思ったらええんちゃうん、別に。そこまで、せやけど配慮せんのやろか。今の時代に、それはだれでもインターネットは別に特別な存在やなくて、だれでもどこでもというもんやからね。
立石（委員長）	これ、いろんなインターネットを活用される方の話と、一般住民にする場合のインターネットとかそなん持ってない人たち、これ両面に使わないかんと思うんですね。だから、そういう人たちが見てわかるような格好でせないかんと思います。
	それで、えらいこれ一つの広告作る、これによろしか、どないしましょうという詰め方はちょっとしんどいんで、今日出ました意見を参考にしながら、事務局の方で、あ、そういうことかという思い当たる節があったら、変更してもらうなりというふうに、事務局に下駄預けるとい手法はいかがなものでしょう。そういう格好でよろしいですか、それで。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
立石（委員長）	それじゃ、そういうことで、これに対するご意見がありましたら、どんどん、この際ですから言うといてほしいと思います。指摘をしておいてほしい。
	どうぞ。
多田委員	賞のところですけど、今、最優秀賞20万円ということであります。優秀賞、これは金額だけという、今の意見やったらそういうことなんです。4点以内を入れるのか。
小寺委員	いや、それは入れないかん言うた。
立石（委員長）	お客さんは優秀賞が100点出るやら5点出るやら3点出るやらわかれへん。
	どうぞ。
上野（副会長）	ここの応募用紙の募集用紙の賞のところですね、最優秀賞1点、ほで最優秀賞は優秀賞5点以内の中から選考するとか、そういうふうにして。
立石（委員長）	ああ、なるほどね。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>あるいは、優秀賞を別枠で優秀賞5点以内にする、それで最優秀賞は後で中から1点という、そういうふうに書いといたらええんぢやいます。</p>
立石（委員長）	<p>ほじゃあ、事務局、ここの埋め方ですけど、6条で表記した精神と、それから7条でうたってる精神をうまく利用して、この賞のところをひとつお任せしますんで埋めてください。</p> <p>皆さん、それでよろしいですか。</p> <p>ほかにご意見ありませんか。</p> <p>それでは、時間も刻々と迫っております。一応、このチラシをこういうスタイルで配っていく、公募にかけるということについてご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、事務局に細かい話をお願いするといたしまして、本日の粗い部分の話は大体以上でございます。</p> <p>選定スケジュールも、これ話、今まで議論の過程でほぼ済んどんすな、スケジュールの話はね。そういうことでございます。</p> <p>ほかに、特に全体について何かご意見とか、そういった話ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
立石（委員長）	<p>ほいじゃ、ないようでございます。</p> <p>次の2回目がいつになるかはちょっと未定でございますが、先ほど出ました意見の中で実際の選定の方法、具体的な話は次に譲らせていただいて、またひとつ協議いただかないかん、こういうふうに思います。</p> <p>皆様のご協力によりまして、一応12時までには終わるということのでございましたので、何とか一つの形がついたように思います。粗っぽい部分もあったかと思いますが、それはひとつ事務局の方で意を酌んでいただいて、ひとつ整理をしていただいて、第2回目にかっちり提案できたものをいただくと。具体的な、あるいは選定方法について皆さんの知恵をかりたいと、こういうことでございます。</p> <p>事務局案について原案賛成ばかりでなしに、部分的に多くの修正意見を出していただいて前向きな意見を盛り込んだということは、大事な気持ちのあらわれというふうに喜んでおります。</p> <p>あしからず、事務局の方もそういう思いでひとつ編集をしていただいたらな、こういうふうに考えております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
上野（副会長）	<p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>最後に、副会長の上野町長から一言ごあいさつを受けます。</p> <p>早朝より大変ご苦労さまです。</p> <p>今、委員長のごあいさつにありましたように、非常に前向きないい委員会であったのではないかなというふうに思います。</p>
立石（委員長）	<p>11月7日の新町誕生に向けて、今後ともよろしく願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>ありがとうございました。ご苦労さんでした。</p>